令和４年６月１日

保 護 者 様

船橋市立金杉小学校
校 長 近藤　寿美夫

自転車保険への加入について

入梅の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、６月の学校だよりでもお知らせしましたが、千葉県では「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 29 年 4 月施行)」の改正により、令和 4 年 7 月 1 日から自転車損害賠償保険等（自転車保険）への加入が義務となります。

全国では、自転車が加害事故となる事故で、高額な損害賠償請求がされる事例が多く発生しています。万が一に備えて自転車保険への加入をお願いします。

※　自転車損害賠償保険等とは、自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済のことを言います